○財務省

九二　歳入徴収官事務規程第十二条の二及び第二十八条の三第五項に規定する財務大臣が指定する歳入金を指定する件の一部を改正する件　一77 三〇

九三　日本産酒類海外展開支援事業費補助金の交付に関する事務を国税庁長官に委任した件　二 二

九四―一〇一　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　八82 一八

一〇二―一〇四　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　八82 二五

一〇五―一〇六　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　九83 二九

一〇七　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　九83 三〇

一〇八　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　九83 三〇

一〇九　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　九83 三一

一一〇　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　九83 三一

一一一　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　九83 三一

一一二　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　九83 三二

一一三　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　九83 三二

一一四　補助事業者等が補助事業等により取得し、又は補助事業等により効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は補助事業等により効用の増加した財産の処分制限期間を定める件　二三 三

一一五　関税法施行令第四条の十二第五項の規定に基づき、同項に規定する保存の方法を定める件を廃止する件　二八 三

一一六　関税法施行令第八十三条第七項の規定に基づき、同項に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件　二八98 四七

一一七　関税法施行規則第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第五項第六号ニの規定に基づき、同号ニに規定する財務大臣が定めるところを定める件の一部を改正する件　二八98 四七

一一八　関税法施行規則第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第六項の規定に基づき、同項に規定する財務大臣が定める書類を定める件の一部を改正する件　二八98 四八

一一九　財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　三〇99 一八

一二〇　財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　三〇99 一八

一二一　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　三〇99 一八

○財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省

一　遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針の一部を改正する件　二八 四

○財務省、農林水産省

八　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一九 二

○財務省、経済産業省、農林水産省

七　株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払その他の条件を定める件の一部を改正する件　一77 三〇

八　株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項の全部を改正する告示　一四 二

○財務省、経済産業省

三　株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件　一77 三〇